

令和2年度 市 県 民 税 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告について

今年の申告は、令和元年分(平成31年分)の所得を申告していただくもので、下記に該当する方は、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告書の提出が無ければ、所得証明を発行できない場合があります。特に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入者で軽減に該当される方は必ず申告が必要です。また、郵送による申告もできます。

申告が必要な方

◆令和2年1月1日現在、市内に住所を有する方で、令和元年中(平成31年1月から令和元年12月)の状況が次に該当する方です。

【令和元年中に課税対象となる収入があり、「税務署へ所得税の確定申告」をする方以外】

- 事業等収入(営業・農業・不動産収入等)がある方
- 給与収入のみの方で、年末調整を受けていない方、また複数の事業所等から給与を受けた方
- 給与所得者で、勤務先から津久見市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方
- 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除等を受けようとする方
- 年末調整済みの給与以外に20万円以下の所得があった方、年金収入額400万円以下でそれ以外に20万円以下の所得があった方
- 年金受給者で「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除等)以外の各種控除の適用を受けたい方

【令和元年中に課税対象となる収入のなかった方】

- 非課税証明または所得証明が必要な方

申告相談に必要な書類

◆右記に記載された日程で申告相談を行います。必要なものを準備してお気軽にお越しください。

- 市から送付された「申告書」、「印鑑」
- マイナンバーカード(または通知カード及び顔写真付きの本人確認書類…運転免許証、パスポートなど)
- 給与所得者は源泉徴収票、または事業主の証明
- 年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・事業・不動産所得のある方は収支明細書、または帳簿書類など
- 医療費控除のある方「医療費控除の明細書」
- 社会保険料のある方はその領収書、または証明書など
- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料のある方はその控除証明書

医療費控除を受ける方

◆「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。また、医療費通知以外の領収書につきましては、あらかじめ医療を受けた人と医療機関ごとにまとめ、計算しておいてください。

◆医療費控除の対象とされる医療費とは、令和元年中に支払った以下のようなものが該当します。

- 診療・治療のための診察費用、および入院費用
- 通院や入院のための交通費
- 治療または療養に必要な薬代(一般の薬局で購入したものでよい)

◆これらの支払額のうち、保険金等で補てんされる金額は差し引きます。

仕事等で受付時間内に申告会場に来る事が困難な方

◆2月27日～3月4日の間は17時から18時まで受付を行います(土日は除く。)。ただし、申告件数には限りがありますので前日までに電話予約を必要とさせていただきます。

◆郵送での申告も受け付けますので、申告書を封筒に同封し郵送してください。

申告相談日程

提出期限：令和2年3月16日

◆住民税の申告相談は、1月27日から3月16日まで(土日祝祭日除く。)行います。

◆2月6日から2月26日までは、下記会場で地区別にて申告相談を行います。
2月6日から2月13日までは、職員が地区に出向いて不在のため、大会議室で申告を受け付ける事はできません。

◆2月27日から3月16日までの間も、大会議室で申告相談を行います。

月	日	曜日	開催地区等	会場	受付時間				
					午前	午後			
1	27	月	住民税申告相談	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30			
	28	火							
	29	水							
	30	木							
	31	金							
申告 相談 日程	3	月	所得税還付申告(年金等)	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00			
	4	火							
	5	水	所得税還付申告(年金等) ※譲渡所得・贈与税も受け付けます	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00			
	6	木	保戸島				地区集会所	8:30～11:30	13:00～17:00
	7	金	鳩浦・荒代				鳩浦公民館	9:30～11:00	
			長目				長目公民館		13:00～14:30
	10	月	無垢島				市民ふれあい交流センター	8:30～11:00	
			刀自ヶ浦・久保泊・深良津				久保泊公民館		13:00～14:30
	12	水	赤崎代				赤崎公民館	9:30～11:00	
			福良				福良公民館		13:00～15:30
	13	木	松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜				狩床公民館	9:30～11:00	
			落ノ浦・田ノ浦・摺木				四浦出張所		13:00～14:30
	14	金	警固屋・青江・川内・畑				市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00
	17	月	川上・徳浦						
18	火	千怒							
19	水	宮本・入船							
20	木	彦ノ内							
21	金	西ノ内							
25	火	中田							
26	水	岩屋・堅浦							

◆下記に当てはまる所得税の確定申告は、税務署での申告をお願いしていますので、ご協力をお願いいたします。

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 株式・不動産等譲渡・配当所得の申告をされる方
- その他内容によって税務署にご案内する場合があります。

問い合わせ先 / 【1月20日まで】 ☎82-9512(税務課直通)

【1月21日以降】 ☎82-4111(内線183・184・188)